

新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第22号

新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部を改正する規則

新潟県動物用医薬品販売業に関する規則（昭和37年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係） 動物用医薬品特例店舗販売業の取扱品目 〔内用剤〕			別表（第3条関係） 動物用医薬品特例店舗販売業の取扱品目 〔内用剤〕		
薬効用途 別分類	有 効 成 分	効能 効果	薬効用途 別分類	有 効 成 分	効能 効果
健胃消化 剤 整腸剤	アクリノール、アセンヤク、 アニス実、アミノ安息香酸エ チル、アミラーゼ、アロエ、 ウイキョウ、塩化ナトリウム、 エンメイソウ、オウゴン、オ ウバク、オウレン、ガジュツ、 カッコン、カルボキシメチル セルローズ、カンフル、グア ヤコール、クエン酸、クレオ ソート、ケイ酸アルミニウム （カオリン）、ケイヒ、ケンゴ シ、ゲンチアナ、ゲンノショ ウコ、ゴバイシ、コロombo、 コンズランゴ、サフラン、酸 化マグネシウム、サンザシ、 サンショウ、ジアスターゼ、 次硝酸ビスマス、ジフェンヒ ドラミン、シャクヤク、ショ ウキョウ、ショウズク、人工 カルルス塩、水酸化アルミニ ウム、セルラーゼ、センキュ ウ、センブリ、タイソウ、ダ イオウ、炭酸水素ナトリウム、 炭酸マグネシウム、胆汁酸、 タンニン酸、タンニン酸アル ブミン、チョウジ、沈降炭酸 カルシウム、テトラガストリ ン、テトラーゼ、トウガラシ、 トウヒ、動物胆、納豆菌、ニ ガキ、ニクズク、乳酸菌、ニ ンジン、ハッカ、パンクレア チン、ハンゲ、 <u>ビオタミラー ゼ</u> 、 <u>ビオヂアスターゼ</u> 、ヒド ロキシナフトエ酸アルミニウ	(略)	健胃消化 剤 整腸剤	アクリノール、アセンヤク、 アニス実、アミノ安息香酸エ チル、アミラーゼ、アロエ、 ウイキョウ、塩化ナトリウム、 エンメイソウ、オウゴン、オ ウバク、オウレン、ガジュツ、 カッコン、カルボキシメチル セルローズ、カンフル、グア ヤコール、クエン酸、クレオ ソート、ケイ酸アルミニウム （カオリン）、ケイヒ、ケンゴ シ、ゲンチアナ、ゲンノショ ウコ、ゴバイシ、コロombo、 コンズランゴ、サフラン、酸 化マグネシウム、サンザシ、 サンショウ、ジアスターゼ、 次硝酸ビスマス、ジフェンヒ ドラミン、シャクヤク、ショ ウキョウ、ショウズク、人工 カルルス塩、水酸化アルミニ ウム、セルラーゼ、センキュ ウ、センブリ、タイソウ、ダ イオウ、炭酸水素ナトリウム、 炭酸マグネシウム、胆汁酸、 タンニン酸、タンニン酸アル ブミン、チョウジ、沈降炭酸 カルシウム、テトラガストリ ン、テトラーゼ、トウガラシ、 トウヒ、動物胆、納豆菌、ニ ガキ、ニクズク、乳酸菌、ニ ンジン、ハッカ、パンクレア チン、ハンゲ、 <u>プロテオリク イファーゼ</u> 、 <u>ペプシン</u> 、ベル ベリン、ホミカ、ボレイ、ミ	(略)

	ム、プロテオリクイファーゼ、ペプシン、ベルベリン、ホミカ、ボレイ、ミヤエント、ミヤラクト、宮入菌、モッコウ、薬用炭、酪酸菌、リパーゼ、リュウキョウ、硫酸銅、硫酸ナトリウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸二水素ナトリウム、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
(略)		
抗原虫剤	(略)	コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミタ症の予防及び治療、 <u>ロイコチトゾニン</u> 症の抑制等
駆虫剤	アレコリン、オキシクロザニド、カイニン酸、カマラ、ザクロヒ、サントニン、ジクロロフェン、トリブロムサラン、パーペンダゾール、ピペラジン、ピランテル、プラジクアンテル、マクリ、モランテル又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)		
保健強壯剤 栄養剤	アスコルビン酸（ビタミンC）、アスパラギン酸カリウム、アミノ酸、イノシトール、ウコン、エルゴカルシフェロ	(略)

	ヤエント、ミヤラクト、宮入菌、モッコウ、薬用炭、酪酸菌、リパーゼ、リュウキョウ、硫酸銅、硫酸ナトリウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸二水素ナトリウム、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
(略)		
抗原虫剤	(略)	コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミタ症の予防及び治療、 <u>ロイコチトゾニン</u> 病の抑制等
駆虫剤	アレコリン、オキシクロザニド、カイニン酸、カマラ、ザクロヒ、サントニン、ジクロロフェン、トリブロムサラン、パーペンダゾール、 <u>ビチオノール</u> 、ピペラジン、ピランテル、プラジクアンテル、マクリ、モランテル又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)		
保健強壯剤 栄養剤	アスコルビン酸（ビタミンC）、アスパラギン酸カリウム、アミノ酸、イノシトール、ウコン、エルゴカルシフェロ	(略)

ール（ビタミンD₂）、塩化カリウム、塩化ナトリウム、果糖、肝臓末、乾燥硫酸マグネシウム、肝油、グリシン、グリセロリン酸カルシウム、グルクロン酸、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタチオン、クロストリジウム菌、血液粉末、酵母、コリン、コレカルシフェロール（ビタミンD₃）、シアノコバラミン（ビタミンB₁₂）、硝酸チアミン、セレン、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミン（ビタミンB₁）、沈降炭酸カルシウム、デキストラン鉄、糖みつ、トコフェロール（ビタミンE）、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、乳酸菌、ニョウ素水素酸、ニンジン、ニンニク、ハチミツ、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンK₄、ピリドキシン（ビタミンB₆）、ピロリン酸第二鉄、ブドウ糖、プロピオン酸カルシウム、プロピレングリコール、ボレイ、ミネラル類、無水クエン酸ナトリウム、メナジオン（ビタミンK₃）、葉酸、ヨウ素塩、ヨードカゼイン、酪酸菌、リボフラビン（ビタミンB₂）、リン酸水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）

(略)

[外用剤]

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鎮痛・鎮よう・収れん・消炎剤（火傷・外傷・凍傷治療剤を含む。）	アミノ安息香酸エチル、安息香酸、アンモニア、イオウ、 <u>イクタモール</u> 、 <u>イソプロピルメチルフェノール</u> 、 <u>ウンデシレン酸</u> 、 <u>エフェドリン</u> 、 <u>オウバク</u> 、 <u>カルシフェロール</u> 、 <u>カンフル</u> 、 <u>肝油</u> 、 <u>グアヤコール</u> 、 <u>酢酸アルミニウム</u> 、 <u>酢酸鉛</u> 、 <u>酢酸ヒドロコルチゾン</u> 、 <u>サリ</u>	(略)

ール（ビタミンD₂）、果糖、肝臓末、肝油、グリセロリン酸カルシウム、グルクロン酸、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタチオン、クロストリジウム菌、血液粉末、酵母、コリン、コレカルシフェロール（ビタミンD₃）、シアノコバラミン（ビタミンB₁₂）、硝酸チアミン、セレン、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミン（ビタミンB₁）、沈降炭酸カルシウム、デキストラン鉄、糖みつ、トコフェロール（ビタミンE）、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、乳酸菌、ニョウ素水素酸、ニンジン、ニンニク、ハチミツ、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンK₄、ピリドキシン（ビタミンB₆）、ピロリン酸第二鉄、ブドウ糖、プロピオン酸カルシウム、プロピレングリコール、ボレイ、ミネラル類、メナジオン（ビタミンK₃）、葉酸、ヨウ素塩、ヨードカゼイン、酪酸菌、リボフラビン（ビタミンB₂）、リン酸水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）

(略)

[外用剤]

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鎮痛・鎮よう・収れん・消炎剤（火傷・外傷・凍傷治療剤を含む。）	アミノ安息香酸エチル、安息香酸、アンモニア、イオウ、 <u>イクタモール</u> 、 <u>ウンデシレン酸</u> 、 <u>エフェドリン</u> 、 <u>オウバク</u> 、 <u>カルシフェロール</u> 、 <u>カンフル</u> 、 <u>肝油</u> 、 <u>グアヤコール</u> 、 <u>酢酸アルミニウム</u> 、 <u>酢酸鉛</u> 、 <u>サリチル酸</u> 、 <u>サリチル酸メチル</u> 、 <u>酸化亜鉛（亜鉛華）</u> 、 <u>次硝酸ビス</u>	(略)

	チル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛（亜鉛華）、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、センキュウ、ダイオウ、テレピン油、トウガラシ、ハッカ、ビタミンA、フェノール、木タール、ユーカリ油、ヨウ素、 <u>リドカイン</u> 、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
皮膚消毒剤 乳頭消毒剤 化のう性疾患治療剤 湿しん皮膚炎治療剤 皮膚保護剤 皮膚洗淨剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、イオウ、イソプロピルアルコール、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸クロムヘキシジン、オキシドール、オリーブ油、カンフル、肝油、逆性石けん、グルコン酸クロルヘキシジン、クレゾール、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛（亜鉛華）、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、次没食子酸ビスマス、トウガラシ、トコフェロール（ビタミンE）、二硫化セレン、ノノキシノールヨード、ビタミンA、フェノール、ポビドンヨード、メチレンブルー、木タール、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードホルム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)		

〔鑑賞魚用薬浴剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鑑賞魚用外皮殺菌消毒剤	アクリノール、アクリフラビン、イオウ、塩化ナトリウム、 <u>オキシソリン酸</u> 、グアヤコール、クロルヘキシジン、スルファジメトキシシ、チオ硫酸ナトリウム、トリクロルホン、ニトロフラゾン、 <u>ニトロフラン</u> 、ニフルスチレン酸、マラカイトグリーン、メチレンブルー又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)

	マス、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、センキュウ、ダイオウ、テレピン油、トウガラシ、ハッカ、ビタミンA、フェノール、 <u>マーキョロクロム</u> 、木タール、ユーカリ油、ヨウ素、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
皮膚消毒剤 乳頭消毒剤 化のう性疾患治療剤 湿しん皮膚炎治療剤 皮膚保護剤 皮膚洗淨剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、イオウ、イソプロピルアルコール、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸クロムヘキシジン、オキシドール、オリーブ油、カンフル、肝油、逆性石けん、グルコン酸クロルヘキシジン、クレゾール、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛（亜鉛華）、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、次没食子酸ビスマス、トウガラシ、トコフェロール（ビタミンE）、二硫化セレン、ノノキシノールヨード、ビタミンA、フェノール、ポビドンヨード、 <u>マーキョロクロム</u> 、メチレンブルー、木タール、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードホルム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)		

〔鑑賞魚用薬浴剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鑑賞魚用外皮殺菌消毒剤	アクリノール、アクリフラビン、イオウ、塩化ナトリウム、グアヤコール、クロルヘキシジン、スルファジメトキシシ、チオ硫酸ナトリウム、トリクロルホン、ニトロフラゾン、ニフルスチレン酸、マラカイトグリーン、メチレンブルー又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)

	用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
(略)		
〔蚕用剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
(略)		
蚕用殺菌消毒剤	クロロタロニル、サリチル酸、酸化エチレン、フェノール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（ <u>毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。</u> ）	(略)
(略)		
〔殺虫剤及び防虫剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
殺虫剤 防虫剤	アレスリン（ピナミン）、 <u>イミダクロプリド</u> 、エトフェンプロックス、カーバメイト、カルバリン、ジクロルボス、 <u>ジノテフラン</u> 、 <u>シフルトリン</u> 、 <u>ジョチュウギク</u> 、 <u>シロマジシ</u> 、スミスリン（フェノトリン）、 <u>チアメトキサム</u> 、テトラクロルビンホス、テフルベンズロン、トリクロルホン（メトリホナート）、トリフルムロン、 <u>ピペロニルブトキサイド</u> 、 <u>ピリプロキシフェン</u> 、 <u>ピレトリン</u> 、フェニトロチオン、フタルスリン、プロチオホス、プロポクスール、プロモプロピラート、ペルメトリン、レスメトリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)		
〔畜舎消毒剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
畜舎消毒剤	アルキルジアミノエチルグリシン、アルキルトルエン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、 <u>塩化トリメチルアンモニウムメチレン</u> 、 <u>塩化ベンザルコニウム</u> 、 <u>塩化ナトリウム</u> 、オルソジクロロベンゼン、ク	(略)

	及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
(略)		
〔蚕用剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
(略)		
蚕用殺菌消毒剤	クロロタロニル、サリチル酸、酸化エチレン、 <u>ジクロル酢酸</u> 、 <u>パラホルムアルデヒド</u> 、フェノール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分	(略)
(略)		
〔殺虫剤及び防虫剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
殺虫剤 防虫剤	アレスリン（ピナミン）、エトフェンプロックス、カーバメイト、カルバリン、ジクロルボス、ジョチュウギク、スミスリン（フェノトリン）、テトラクロルビンホス、テフルベンズロン、トリクロルホン（メトリホナート）、トリフルムロン、ピペロニルブトキサイド、ピレトリン、フェニトロチオン、フタルスリン、プロチオホス、プロポクスール、プロモプロピラート、ペルメトリン、 <u>マラチオン（マラソン）</u> 、レスメトリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)		
〔畜舎消毒剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
畜舎消毒剤	アルキルジアミノエチルグリシン、アルキルトルエン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、 <u>塩化トリメチルアンモニウムメチレン</u> 、 <u>塩化ベンザルコニウム</u> 、オルソジクロロベンゼン、クレゾール、ジフル	(略)

<p>レゾール、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム、ジフルベンズロン、二塩素イソジアヌール酸、ペルオキシ-硫酸水素カリウム（塩化ナトリウム）、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル、ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、ポリヘキサメチレンビグアナイド、ヨウ素又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）</p>	<p>ベンズロン、シロマジン、二塩素イソジアヌール酸、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル、ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、ポリヘキサメチレンビグアナイド、ヨウ素又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）</p>
<p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p>動物用医薬品配置販売従事届書</p> <p>(略)</p> <p>氏名</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係)</p> <p>動物用医薬品配置従事者身分証明書 書換交付 再交付</p> <p>申請書</p> <p>(略)</p> <p>氏名</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式</p> <p>動物用医薬品配置販売従事届書</p> <p>(略)</p> <p>氏名 ㊞</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係)</p> <p>動物用医薬品配置従事者身分証明書 書換交付 再交付</p> <p>申請書</p> <p>(略)</p> <p>氏名 ㊞</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。